

久喜市個人番号カード交付等業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 業務概要等

(1) 業務の目的

個人番号カードの更新手続きにおいて、令和8年度から令和11年度にかけて、約110,000人（カードの更新：約21,000人、カード内の電子証明書の更新：約89,000人）を見込んでおり、市民の利便性の向上及び職員の負担軽減にむけて、窓口の効果的・効率的な運営が急務となっている。また、デジタル社会の基盤となる個人番号カードの一層の普及を図っていくことも引き続き重要である。

安定的かつ適正な業務の履行を確保するためには、個人番号カード及び関連業務に関する専門的な知識のほか、十分な体制の確保が必要であることから、業務遂行能力を有する事業者から提案を広く募集し、総合的な審査により最適な事業者を選定するためプロポーザルを実施するものである。

(2) 業務名

久喜市個人番号カード交付等業務委託

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年7月31日まで

(5) 履行期間及び勤務場所

令和8年8月3日から令和8年11月30日まで 久喜市役所市民課（総合窓口）

令和8年12月1日から令和11年7月31日まで 久喜市役所1階ロビー特設窓口

(6) 見積限度額

157,566,000円（税込み）

あくまでもこの金額は予算の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
予定価格は予算の範囲内で別途算定する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式

3 スケジュール

日程については、以下を想定している。

1	市ホームページへの公示	令和8年5月15日（金）
---	-------------	--------------

2	公募開始・実施要項等配布	令和8年5月15日(金)
3	質問書、参加申込書等の受付	令和8年5月15日(金)
4	質問書の提出期限	令和8年5月22日(金)
5	質問書への回答	令和8年5月29日(金)
6	参加申込書及び提出物の提出期限	令和8年6月5日(金)
7	公募型プロポーザル参加資格審査結果 通知書の送付	令和8年6月10日(水)
8	提案書等の提出期限	令和8年6月19日(金)
9	プロポーザルヒアリング(プレゼンテ ーション審査)の開催	令和8年6月26日(金)
10	プロポーザル審査結果通知書の送付	令和8年7月1日(水)
11	プロポーザルの審査及び契約結果につ いて	令和8年7月1日(水)
12	見積書の提出依頼	令和8年7月1日(水)
13	契約締結	令和8年7月上旬
14	窓口業務委託開始	令和8年8月3日(月)

4 質問回答

(1) 提出方法

公示日以降、市ホームページに掲載する質問票(様式第1号)にて作成し、久喜市役所市民課(総合窓口)へ持参、郵送又は電子メールにより提出する。ただし、郵送の場合は、令和8年5月22日(金)までに必着とし、簡易書留等を設定すること。

(2) 提出期間 令和8年5月15日(金)から
令和8年5月22日(金)午後4時30分まで

(3) 提出先 15に同じ

(4) 回答方法 令和8年5月29日(金)に市ホームページにて掲載する。

5 視察について

市民課(総合窓口)内や特設窓口の設置予定場所を確認したい場合には、事前に市民課(総合窓口)に連絡のうえ、下記の期間内に実施する。なお、視察への参加については、任意とする。

日時：平日の令和8年5月15日(金)から令和8年5月22日(金)
午前8時45分から午後4時30分

6 参加資格要件等

(1) 必要な参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 国内に本社、事業所のある法人又は団体(以下、「法人等」という。)若しくは国内に本社のある事業体であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 久喜市の入札参加停止の措置を受けていないこと。
- エ 令和元年度以降に、令和8年1月1日時点での人口が100,000人以上の地方公共団体において、次の業務(ただし、労働者派遣業務は対象外とする。)を受託し、1年以上の契約実績があること。
 - ・マイナンバーカード窓口業務(交付関連)
 - ・窓口案内(フロアマネージャー)業務
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)その他関係法令に抵触する行為を行っていないこと。
- カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力又は暴力団員を利用する等の行為を行っていないこと。
- キ 国税及び地方税に未納がないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ケ 久喜市と緊密な連絡調整が可能であること。
- コ 別紙の仕様書で定める業務委託について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- サ 準備期間内に人員の選考等、業務の実施に必要な事前準備を行うことができること。
- シ ISO27001の認証(ISMS認証)又はプライバシーマークを取得していること。

(2) 参加申込書等の提出

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。

- ア 提出期間 令和8年5月15日（金）から
令和8年6月5日（金）午後4時30分まで

イ 提出物

番号	書類	備考
1	公募型プロポーザル参加申込書 (様式第2号)	・代表者印を押印すること。
2	法人等の概要 (様式任意)	・ISO27001の認証（ISMS認証）又はプライバシーマークを取得していることが分かる資料を添付すること。 ・財務諸表（直近決算年度の貸借対照表、損益計算書）を添付すること。
3	業務実績及び契約状況 (様式第3号)	・上記（1）エの実績をすべて記入すること。 ・実績を確認できる契約書の写しを添付すること。
4	納税証明書	・納期限が到来した国税、地方税等を納付していることが、確認できるもの。（直近1年分）
5	履歴事項全部証明書	・参加申込書の提出の日の前3ヶ月以内に発行されたもの。

- ウ 提出方法 6（2）イの書類を久喜市市民課（総合窓口）へ持参又は郵送により提出する。ただし、郵送の場合は令和8年6月5日（金）までに必着とし、簡易書留等を設定すること。

7 提案書の作成

提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解することができる内容とし、別紙「仕様書」の3 委託業務内容を踏まえた上で、次の（1）～（8）の内容を記載すること。

- （1）業務の取組方針
- （2）業務実施体制及びスケジュール
- （3）業務水準の向上・業務の効率化
- （4）人材育成
- （5）苦情対応
- （6）法令順守及び個人情報保護等
- （7）危機管理体制
- （8）その他の提案（他の事業者と比較して強みとなる内容や予算額の範囲内で提案できる

ものがあれば記載すること。)

8 提案書の提出等

(1) 提出方法

ア 持参又は郵送によること。

※ 持参の場合は平日午前8時45分から午後4時30分までに提出すること。

※ 郵送に関する事故については、市は一切責任を負わないものとする。

イ 日本工業規格によるA4判の規格とし、各資料はA4サイズの紙ファイルに綴じ込み、資料番号をインデックスで表示すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

※ 副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。

(3) 提出期限

令和8年6月19日(金)午後4時30分【必着】

(4) 提出先 15に同じ

9 評価基準等

(1) 評価項目の配点

合計150点

評価項目		評価の視点	配点	審査点 (満点時)
1	業務理解度 及び 取組方針	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的に合致しており、かつ具体的な取組方針となっているか。・本業務に対する意欲や熱意が感じられるか。・自社の能力、技術、感性を生かした提案となっているか。	10点	10
2	業務実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務実施スケジュールは、準備期間も含め具体的かつ現実的で、業務を確実に履行することができるスケジュールが組まれているか。	30点	10
3		<ul style="list-style-type: none">・業務の実施に当たり、必要なノウハウやスキルを有する者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な要員配置体制が提案されているか。・責任者及び従事者等の役割分担が明確になっているか。・要員確保の施策が具体的になっているか。		20

4	業務水準の向上・業務の効率化	・安定した業務運営ができるよう、業務資料の整備、要員の習熟度を管理する仕組みやノウハウを有しているか。	40点	10
5		・業務水準を向上させるための方法、対策について明確に示され、安定的なサービス提供が見込まれるか。 ・特設窓口のレイアウトは動線に無駄はないか。		10
6		・窓口サービス向上の取組みが提案されているか。 ・特設窓口での滞在時間短縮のための対策がされているか。		10
7		・配置前及び配置後の要員教育についての考え方や実施計画が具体的かつ明確に示されているか。		10
8	人材育成・苦情対応	・法改正や制度改正に柔軟に対応することができる実施計画となっているか。	10点	5
9		・苦情やトラブルへの予防策と発生時の対応策が講じられているか。		5
10	法令順守及び個人情報保護等	・法令順守（偽装請負対策・労働基準法等）のための対策が講じられているか。 ・個人情報保護及び情報セキュリティに対する対策が講じられているか。	10点	10
11	危機管理体制	・災害の発生等非常時においても継続して業務を遂行できる体制になっているか。	5点	5
12	業務実績	・類似業務の実績（国又は地方公共団体での実績）が豊富でノウハウの蓄積があるか。	20点	20
13	その他の提案	・市民の利便性向上に資する提案がされているか。 ・独創的で市に有益な提案がされており、中長期的に見て実現が期待できるか。	15点	15
14	地域貢献度	・本事業における市民の雇用確保等で、地域貢献に資する提案となっているか。	5点	5
15	経費見積り	・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか。 ・十分な費用対効果が得られるか。	5点	5

(1) 審査の方法等

本市職員による書類審査及びプレゼンテーション審査(以下「プレゼン審査」という。)により選定する。

ア 審査方法

企画提案書に関するプレゼンテーション及び本市職員によるヒアリングにより行う。

イ 実施日

令和8年6月26日(金)

ウ 実施時間等

実施時間、場所及び必要な持ち物等の詳細は別途連絡する。

提案書に基づき20分(説明、プレゼンテーション準備行為含む)

審査委員との質疑応答10分程度

エ 参加人数

説明者を含め4名までとする。

オ 注意事項

- ・提案プレゼンテーションは個別に実施する。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するものとする。但し、プロジェクターを使用する場合、審査参加者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンを持参することとし、端子はHDMIケーブルとする。
- ・プレゼン審査に参加しない場合は失格とする。
- ・審査参加者の事業者名が特定されるような行為・発言は行わないこと。
- ・参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。
- ・提案プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 委託契約予定者の選定

審査の結果、最高順位を獲得した参加事業者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、審査委員会において選定する。なお、審査委員会の各委員の採点60パーセント未満の場合は、選定しない。

10 参加の辞退

本プロポーザルに参加を希望していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は辞退届(様式任意)を電子メールにて提出すること。

11 審査結果

令和8年7月1日(水)に郵送にてプロポーザル審査結果通知書(様式 号)を送付するものとする。

12 結果の公表

市民課（総合窓口）において、下記の事項について閲覧に供するほか、市ホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 件名
- (2) 業務概要及び履行期間
- (3) 受注者の商号又は名称・委託金額
- (4) 選定の審査結果
- (5) その他必要な事項

13 契約手続

(1) 見積書の提出

見積書の見積額は、消費税及び地方消費税の額を明示すること。（消費税非課税団体の場合、その旨を明示すること。）また、内訳欄を設定し、人件費と諸経費（事務費等）を分けて記載すること。

(2) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受託候補者として、提案書に基づき、本市と詳細な内容について協議を行った上で、久喜市契約事務規則（平成22年3月23日規則第65号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(3) 次順位者の繰上げ

受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

14 提出書の取扱い

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (3) 本市が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 本件に係る情報公開請求があったときは、久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (6) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要項に定める手続を遵守しないとき。
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき。
- (7) 審査結果に係る異議申立ては、一切受け付けない。

15 担当課

久喜市役所市民課（総合窓口）

住所：〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3

電話：0480-22-1111 内線 2661・2662

E-mail：shimin@city.kuki.lg.jp